

北陸における新たな広域道路交通のあり方検討会規約（案）

（適用）

第 1 条 この規約は、「北陸における新たな広域道路交通のあり方検討会」（以下、「検討会」という。）に適用する。

（設置目的）

第 2 条 検討会は、新広域道路交通計画およびビジョンを策定するにあたり、幅広い知見と視野から高度な指導・助言をいただくことを目的とする。

第 3 条 検討会の委員は次により構成するものとし、別添「北陸における新たな広域道路交通のあり方検討会委員名簿」に示すとおりとする。

- イ．有識者委員
- ロ．行政委員

（任期）

第 4 条 委員の任期は、平成 3 2 年 3 月 3 1 日までとする。

（委員長）

第 5 条 検討会は、委員の互選によって委員長を選任する。

- 2 委員長は、会務を総括する。

（検討事項）

第 6 条 検討会は、北陸地方整備局管内を対象とし、幅広く平常時・災害時を問わない物流・人流の確保と活性化に関する次の事項を検討する。

- イ．新広域道路交通計画について
- ロ．新広域道路交通ビジョンについて
- ハ．その他

（事務局）

第 7 条 検討会の事務局は、北陸地方整備局道路部に置く。

附則

この規約は、平成 3 0 年 1 1 月 5 日から施行する。